

実務研究

日本税務会計学会
平成18年11月 月次研究会

石川 敏夫 「麻布」

移転価格税制の概要 ～移転価格課税の現状について～

はじめに

本邦移転価格税制は、昭和61年度の税制改正において、租税特別措置法第66条の4「国外関連者との取引に係る課税の特例」として導入され、以来、企業活動の国際化に伴い大きくクローズアップされるようになった。

① 移転価格税制の概要

移転価格とは国外関連会社間での取引価格を意味する。移転価格が問題とされるのは、関連会社間においては取引価格を通じて所得の移転が可能であり、所得が海外に移転された場合には、国家間の課税権の侵害にまで発展するからである。移転価格税制は、国外関連会社間取引を通じた所得の海外移転を防止し、国際的な所得の適正配分を図ると同時に、本邦における課税権の確保を目的とするものである。その基本的仕組みは措置法第66条の4第1項において定められており、国外関連者との取引の対価の額が、独立企業間価格と異なることにより課税

された。昨今では新聞報道等によって移転価格税制を適用されて巨額の更正処分を受けた事案が数多く公表されている。このような状況の中、本稿では移転価格税制の概要及び最近の動向について述べていきたい。

② 移転価格課税の状況

昭和61年に導入されて以来、新聞報道等で移転価格課税事案が明らかにされている。これによると、導入当初は、日本に進出して

る。また、昨今更正所得金額が増加傾向にあり、企業への影響が深刻化していることから、平成19年度改正においては、移転価格税制の適用によって生じた二重課税を解決するために相互協議の申立てをした場合については、納税を猶予する措置がとられることとなった。

③ 移転価格調査の概要

昭和61年に導入されて以来、新聞報道等で移転価格課税事案が明らかにされている。これによると、導入当初は、日本に進出して

が移転価格税制を適用して2006年6月までの1年間に追徴課税した事案は初めて100件を突破し119件（前年度の82件から45・1%、37件増加）となり、指摘された申告漏れの総額は過去最高の2、836億円（前年比30・8%増）に達したことが明らかにされている。この状況に対して国税庁は「企業活動の国際化に伴って移転価格税制の対象となる取引が増えつつあり、課税の執行面を充実させた」と課税強化の姿勢を鮮明にしている。

④ 移転価格課税が行われた場合の対応

移転価格課税がなされた場合には、その対象となった国外関連者との間で二重課税が生じることになる。この二重課税を解消するための方法としては、①相互協議の申立、②不服申立、③の二つの手続きがある。①の相互協議は租税条約で定められる手続きであり、日本の権限ある当局と移転価格課税の対象となった国外関連者の所在地国の権限ある当局との協議によって二重課税の解消を図るといえる。しかし、権限ある当局は「二重課税の解消のために努力する」という努力義務は付されているが、合意する義務は負っていない。

資産取引は複雑で適正な評価を行うことが難しく、その取扱いを巡って税務当局と企業の主張が対立するケースも目立ってきている。

移転価格課税がなされた場合には、その対象となった国外関連者との間で二重課税が生じることになる。この二重課税を解消するための方法としては、①相互協議の申立、②不服申立、③の二つの手続きがある。①の相互協議は租税条約で定められる手続きであり、日本の権限ある当局と移転価格課税の対象となった国外関連者の所在地国の権限ある当局との協議によって二重課税の解消を図るといえる。しかし、権限ある当局は「二重課税の解消のために努力する」という努力義務は付されているが、合意する義務は負っていない。

⑥ 移転価格課税を巡る今後の動き

昨今、移転価格課税事案の効率化を図り時間短縮を実現する、といった事項が検討され、本年4月13日付けで移転価格事務運営指針の改正案及び参考事例集（独立企業間価格算定方法の選択9事例、独立企業間価格算定方法適用に当たっての留意事項15事例、事前確認2事例の計26事例から構成）が公表された。そして、当該改正案に対するパブリックコメントの募集を経た後に正式な新指針が公布されることとなる。これらが移転価格問題改善の第一歩となることが期待されることである。

結果として発生する二重課税解決のための相互協議等に一定の期間を要することから、納税者の負担は一般に大きくなる傾向にある。こうした移転価格課税に伴う負担を回避するための事前確認制度の二一スは年々高まってきている。このような状況から、平成19年度税制改正では、事前確認及びその事前相談について、申請手続の円滑化及び執行体制の整備を図ることとしている。

⑤ 移転価格課税の対策

移転価格課税が適用された更正処分を受けた場合、追徴税額は巨額なものとなる。このような事態を避けるため、納税者側でとれる対策としては、①文書化、及び、②事前確認申請、の二つが挙げられる。①の文書化（移転価格算定方法等を実証するための資料等を備え付けておくこと）を義務付ける規定を置いている国は、米国を含め多く見受

けられるが、今のところ、わが国では文書化は義務付けられていない。しかし、移転価格調査で税務当局に対応していくには、事前に関連資料を備え付けておくことが望ましい。②の事前確認制度は、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に

基づき申告を行っている限り、移転価格課税を行わないうというものである。事前確認の目的は、独立企業間価格の算定に関して、税務当局と納税者との間で事前確認することにより、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることにある。移転価格課税については、調査に長期間を要することが多い上、更正額も高額に及ぶことが多く、さらにその

昨今、移転価格課税事案の効率化を図り時間短縮を実現する、といった事項が検討され、本年4月13日付けで移転価格事務運営指針の改正案及び参考事例集（独立企業間価格算定方法の選択9事例、独立企業間価格算定方法適用に当たっての留意事項15事例、事前確認2事例の計26事例から構成）が公表された。そして、当該改正案に対するパブリックコメントの募集を経た後に正式な新指針が公布されることとなる。これらが移転価格問題改善の第一歩となることが期待されることである。

性があることを意味する。また、昨今、税務当局が問題視している取引形態に、①輸入販売形態からサービース提供形態への変更、②日本の製造ラインの海外への移設、といったものがある。特に②に関しては、国内から海外への生産拠点の移管に伴って、日本法人である親会社から海外子会社へ製造ノウハウ等の無形資産の供与がなされているか、無形資産が供与されている場合、親会社がその無形資産の供与という寄与に応じ

た利益配分を受けているか、という観点から検討が行われることとなる。最近はこのような無形資産に関連した事案が増加している。製品取引に比べて無形

た利益配分を受けているか、という観点から検討が行われることとなる。最近はこのような無形資産に関連した事案が増加している。製品取引に比べて無形

た利益配分を受けているか、という観点から検討が行われることとなる。最近はこのような無形資産に関連した事案が増加している。製品取引に比べて無形

※本稿は、パブリックコメント後の新事務運営指針が交付される前の5月15日現在で執筆されたものである。